記

一　実演が行われた作品名、実演家名及び補償金の額　放送番組「ハナタレナックス」　不明（芸名「たぶんセブン」）　左記三①の利用につき、三三、四三二円　左記三②の利用を行う場合、五二〇〇本につき一、六七二円

二　利用者の住所及び氏名　北海道札幌市豊平区平岸四条十三丁目十番十七号　北海道テレビ放送株式会社（代表取締役社長　樋泉実）

三　利用方法

①　右記の実演が録音・録画された放送番組をＤＶＤ一〇、〇〇〇本に複製し譲渡する。

②　①に追加して複製する場合は、五〇〇本単位で複製し譲渡する。

右記三②の利用については、平成二十五年三月二十九日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

○文化庁告示第三十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一〇三条において準用する第六十七条第一項に基づき、著作隣接権者不明の実演の利用について平成二十五年三月二十九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年六月十七日　文化庁長官　近藤　誠一

記

一　実演が行われた作品名、実演家名及び補償金の額　大河ドラマ「独眼竜政宗」　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区神南二丁目二番地一号　日本放送協会（会長　松本正之）

三　利用方法　日本放送協会が行うＮＨＫオンデマンドサービスにおいて、ストリーミング配信のため、サーバーに蓄積し送信可能化な状態にする。配信期間は平成二十五年二月一日から平成三十年一月三十一日までの五年間とする。

四　補償金の総額　一三〇、〇〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

裁定を申請する実演：大河ドラマ「独眼竜政宗」

利用方法：ＮＨＫオンデマンドサービスにおける送信可能化

（単位：円）

No.	実演家名	役名	補償金額	
			１年間当たり	５年間
1	高師　美雪	香の前	1,500	7,500
2	津田あかね	役名なし	500	2,500
3	高橋　秀久	役名なし	1,000	5,000
4	藤枝　久生	役名なし	1,000	5,000
5	岡田　明久	役名なし	500	2,500
6	那須　　清	役名なし	500	2,500
7	西島　祐記	役名なし	1,000	5,000
8	市川　好郎	岩角伊勢	1,000	5,000
9	江川　芳文	片倉小十郎	1,000	5,000
10	吉武　一成	役名なし	500	2,500
11	入江　英義	医者	1,000	5,000
12	高木　香一	役名なし	500	2,500
13	小林　武志	重臣	500	2,500
14	尾島　潤子	お雪	500	2,500
15	ホセ・カルディーラ	ソテロ	1,000	5,000
16	ジョー・グレイス	ビスカイノ	500	2,500
17	瀬岡　裕子	お梅	500	2,500
18	渡辺　　渉	役名なし	500	2,500
19	黒田ひとみ	役名なし	500	2,500
20	山口　芳満	亀丸	1,000	5,000
21	羽生田　信	内馬場尚信	1,500	7,500
22	阿久津　龍	片倉左門	500	2,500
23	小林　正幸	役名なし	500	2,500
24	青柳有希子	役名なし	500	2,500
25	宮田　　猛	鬼庭綱元（少年）	1,500	7,500
26	山上　　隆	向館内匠	1,500	7,500
27	久下　仁史	小坊主	1,000	5,000
28	平尾　聖子	菊	1,000	5,000
29	井上　志織	いわ	1,000	5,000
30	渡辺　茂治	落武者	500	2,500
31	大西　和美	侍女	500	2,500
32	夢生	侍女	500	2,500
33	長野　晴美	侍女	500	2,500
		合計	26,000	130,000